

令和8年度 認知症介護実践者研修

1 目的

認知症高齢者がその有する能力に応じて自立した生活を営むことができるよう、認知症高齢者の介護に従事する者に対し、認知症の介護に関する理念、知識及び技術の修得を図り、もって認知症高齢者に対する介護サービスの充実を図ることを目的とする。

2 カリキュラム

日 程	研 修 内 容
1 日目 (9:30～17:30)	認知症ケアの理念・倫理と意思決定支援 家族介護者の理解と支援方法 権利擁護の視点に基づく支援
2 日目 (9:00～18:00)	アセスメントとケアの実践の基本① 認知症の人のアセスメントの基本的知識 観察の方法とポイント アセスメントの実際（事例演習） 自施設実習の課題設定①
3 週間	自施設実習 I
3 日目 (9:00～17:30)	学習成果の実践展開と共有 自施設実習評価① 生活支援のためのケアの演習 I
4 日目 (9:00～17:30)	QOL を高める活動と評価の観点 地域資源の理解とケアへの活用 コミュニケーションの理解と方法 生活支援のためのケアの演習 II
5 日目 (9:00～17:30)	アセスメントとケアの実践の基本② 実践計画作成の基本的知識 実践計画作成の展開（事例演習） 実践計画の評価とカンファレンス 自施設実習の課題設定②
3 週間	自施設実習 II
6 日目 報告会 (9:00～17:30)	実習報告（自施設実習評価②）

※ 研修講師は、認知症介護指導者を予定しています。

※ カリキュラムは変更する場合がありますので、予めご了承ください。

会場の利用時間規定により、開催時間が会場ごとに異なる場合があります。

3 受講対象者

介護保険施設、指定居宅介護サービス事業所又は指定地域密着型サービス事業所等に従事する介護職員等であって、原則として認知症介護基礎研修を修了した者あるいはそれと同等以上の能力を有する者であり、身体介護に関する基本的知識・技術を習得している者であり、概ね実務経験2年程度の者とする。

対象者① 受講理由が地域密着型サービス事業所の指定条件に係る者（申込方法①へ）

- ・「認知症対応型共同生活介護事業所」の管理者・計画作成担当者
- ・「認知症対応型通所介護事業所」の管理者
- ・「小規模多機能型居宅介護支援事業所」の管理者・計画作成担当者
（「サテライト型小規模多機能型居宅介護事業所」の管理者・計画作成担当者を含む。）

対象者② 上記以外の者（申込方法②へ）

- ※ 対象者①は、研修修了後概ね1年以内に上記役職に従事することが決定している者を対象としてください。従事予定が未定の場合は、②の対象として申込みを行ってください。
- ※「認知症介護研修（1日コース）」又は「認知症介護基礎研修」を修了していることが望ましい。基礎研修修了は必須ではありませんが、修了相当の知識を習得していることを前提として講義・演習を行います。

<認知症介護実践研修「実践者研修」修了とみなされる研修>

- ・旧・痴呆介護実務者研修「基礎課程」
- ・（公社）長野県介護福祉士会実施の「ファーストステップ研修」

4 申込について

注意 ・原則として1会場の受講申込みは1事業所あたり1人までとしてください。
但し、①の申込者であり、新規開設等で研修修了者がいないなどやむをえない事情のある場合は、保険者が必要と認める範囲で2人以上の申し込みができるものとします。
・先着順ではありません。各申込期間内にお申込みのあった方全体で調整いたします。
・受講可否決定通知発送までに、申込締切後1週間程度お時間をいただきますのでご了承ください。

1) 申込方法

上記「3 受講対象者」の対象者①、対象者②でそれぞれ申し込み先が異なります。

① 3の対象者①の者

必要書類：認知症介護実践者研修受講申込書（様式第1号） 2部

申込先等：保険者（市町村又は広域連合）へ2部とも提出

※申し込みを受けた保険者は、管理者等に従事する予定であり受講の必要性を認めた場合、提出された申込様式2部のうち1部に別紙推薦書（様式第10号）を1部作成、添付し、長野県認知症介護指導者会事務局へ郵送またはメール添付にてお送りください。

② 3の対象者②の者

必要書類：認知症介護実践者研修受講申込書（様式第2号） 1部

申込先等：研修事務局へ 郵送 または メール添付（FAX 不可）

【郵送】 〒386-0022 上田市緑が丘1-17-14
一般社団法人長野県認知症介護指導者会 事務局
※申込期間最終日当日消印有効

【メール】 moushikomi@nagano-careshidousha.net
※申込様式は PDF 形式に変換して添付してください。

2) 募集定員

各期 60 名程度 先着順ではありません。

申込者数が定員を超えた場合は、調整させていただきます。

3) 研修日程及び会場（予定）、申込期間

※申込は各期間の最終日消印有効

	日 程（6日間）	会 場	申込期間※
第1期	令和8年5月7日(木)・5月8日(金) 令和8年6月23日(火)～6月25日(木) 【実習報告会 令和8年7月29日(水)】	松本市勤労者福祉センター ／浅間温泉文化センター	令和8年 4月7日(火) ～4月17日(金)
第2期	令和8年5月21日(木)・5月22日(金) 令和8年7月6日(月)～7月8日(水) 【実習報告会 令和8年8月12日(水)】	長野県教育会館（長野市）	令和8年 4月7日(月) ～4月17日(金)
第3期	令和8年8月21日(金)・8月22日(土) 令和8年10月8日(木)～10月10日(土) 【実習報告会 令和8年11月16日(月)】	佐久市佐久平交流センター	令和8年 6月1日(月) ～6月12日(金)
第4期	令和8年9月7日(月)・9月8日(火) 令和8年10月27日(火)～10月29日(木) 【実習報告会 令和8年12月11日(金)】	テクノプラザおかや	令和8年 7月6日(月) ～7月17日(金)
第5期	令和8年9月24日(木)～9月25日(金) 令和8年11月9日(月)～11月11日(水) 【実習報告会 令和8年12月25日(金)】	長野県教育会館	令和8年 8月3日(月) ～8月13日(木)
		長野市勤労者女性会館しなのき	
第6期	令和8年11月20日(金)～11月21日(土) 令和9年1月6日(火)～1月8日(木) 【実習報告会 令和9年2月24日(水)】	松本市勤労者福祉センター	令和8年 9月1日(火) ～9月14日(月)

感染症等の状況などにより、会場の変更やオンライン形式への変更をする可能性があります。

5 受講料

20,000 円

※受講決定通知に同封される請求書に基づき、期限までに指定口座へ納入ください。

受講が決定した時点で受講料の納入義務が発生するものとし、受講を辞退する場合も受講者側の事由による場合は納入いただきます。また、一旦納付された受講料は返還できません。次年度以降又は他の研修に充当することもできません。

※使用テキストについて

本研修では「認知症介護実践研修テキスト 実践者編」（中央法規、税込 2,860 円）を使用します。

事前学習で必要になりますので、早めにご準備ください。

受講決定通知時に購入案内を同封いたしますが、受講決定時にテキストを同時発送ご希望の方は受講申込時に申込用紙を事務局あてお送りください。

〈受講申込と同時にテキストも注文する場合〉

テキスト購入申込書を事務局あてお送りください（メール、FAX が可能）。

受講が決定した場合、受講案内とともにテキストをお送りします。

テキスト代金（2,860 円）と送料（430 円）の請求書を受講案内に同封しますので、納入してください。

〈受講決定後、中央法規出版へ注文する場合〉

テキスト購入申込書を中央法規出版へお送りください（Google フォーム、FAX が可能）。

テキスト代金 1 割引、送料無料のサービスが受けられます。

ただし、注文からお届けまで 1 週間～10 日ほどかかります。お急ぎ便の場合は送料 440 円です。

6 受講にあたっての注意事項

- (1) 長期間の研修になりますので、全日程参加ができるよう、各事業所において、勤務シフトの調整等、受講者の研修参加への配慮をお願いします。
- (2) 受講決定後、欠席する場合は、必ず事前に連絡してください。
- (3) 研修の受講に際しては、原則として遅刻・早退は認められません。また、講義の進行状況によっては終了予定時間を超える場合もありますので、日程等について余裕をもって受講してください。
- (4) 研修期間中、6 週間程度の「自施設職場実習」を行いますので、新規開設等の場合でも、必ず実習ができる環境を整えて受講してください。
- (5) 「自施設実習」は、原則として自職場において対象者（認知症の方 1 名）を選定し、職場の他職員と協力してアセスメント・カンファレンス等に取り組む内容となります。チームとしての取り組みができているかも評価項目の一つですので、職場におけるご理解とご協力をお願いします。実習内容の詳細については、研修において説明します。
- (6) 「令和 8 年度認知症対応型サービス事業管理者研修」及び「令和 8 年度小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修」を受講する場合には、各研修 1 日目の前日までに「認知症介護実践者研修」の修了が必要となりますので、研修期間を確認の上、受講してください。

※注 ただし、第 1 期～第 3 期実践者研修受講者のうち、第 2 期管理者研修受講申込時点までに実践者研修を修了していない場合は、修了見込となります。

7 修了証の交付及び受講の免除

同一会場において実施する研修を全て受講した場合、修了証を交付します。ただし、下記に該当する場合においては、別会場での受講をもって修了と認める場合があります。

- (1) 同じ年度内において実施する認知症対応型サービス事業開設者研修を修了した者は、本研修1日目の受講を免除することができます。
- (2) 講義及び演習を5日間修了し、自施設職場実習及び実習報告会を修了していない者については、同一年度内であれば、以後の実習報告会を受講することができます。

なお、実習報告等において提出書類の不備や内容の不足等があった場合には、当日に修了証書の交付ができない場合があります。

8 個人情報の取り扱いについて

申込時に提出いただいた個人情報は、本研修運営の目的のみに使用し、それ以外の目的で利用、あるいは第三者に提供することはありません。